

「多様な担い手」をめぐる議論

明治大学 客員教授 榊田 みどり

農業・農村の現場記者の立場から、近年の農政の動きの中で、最も注目しているのが「多様な担い手」の位置づけをめぐる議論だ。

2020年の「食料・農業・農村基本計画」で、初めて、兼業農家や小規模家族経営などの「多様な担い手」の役割が評価され、「産業政策と地域政策の両面から支援を行う」と明記されたときには驚いた。さらに、同年設置された「新しい農村政策のあり方に関する検討会」の「中間とりまとめ」では、農村マルチワーカーや半農半X実践者など具体的な「多様な担い手像」も示された。

1961年の旧農業基本法以来、一貫して国の農政は、自立経営農家の育成と大規模効率化が柱だった。80年代には、抜いても抜いても生える雑草に兼業農家をなぞらえた「兼業農家雑草論」が飛び出すほど、兼業は否定的に捉えられた。とくに2013年以降は、「担い手（認定農業者と農地所有適格法人）」への農地集積を強力に推進していただけない、「効率かつ安定的な農業経営」の育成・確保を柱としつつも、「多様な担い手」に農政が言及したのは画期的な変化で、個人的には現場に寄り添った政策として歓迎していた。

ただし、この点については、農業界でも意見が分かれている。食料・農業・農村基本法見直しに向けた基本法検証部会でも、「多様な担い手」を農業政策に盛り込むか否かをめぐって委員間で意見が割れた。最終的に、「中間とりまとめ」では、「担い手」という言葉を避け「多様な農業人材」と表現を替えたものの、農村政策だけでなく農業政策にも位置づけられた。その後、「食料・農業・農村の新たな展開方向」、さらに「骨太の方針」にもこの方針は引き継がれたが、今後策定される現行法改正案に、最終的にどう反映されるか注視している。

というのも、農村現場では、すでに兼業・多業での就農を促す動きが広がりを見せているからである。早くも2010年には島根県が「農業+α支援事業（後に半農半X支援事業）」をスタート。19年には長野県が「信州農ある暮らし」を提唱し、半農半Xや定年帰農などの就農支援を始めた。20年の基本計画制定以降は、秋田・福岡・愛知・静岡…と、半農半

X人材を視野に新規事業に乗り出す県が増えている。

市町村レベルでも、神奈川県秦野市が06年に「はだの市民農業塾（新規就農コース）」を開設し、卒業者を10a規模から新規就農者として

受け入れる取組みを始め、すでに約80人が市内で定着している。兵庫県神戸市でも、20年に兼業就農希望者を対象にした「マイクロファーマーズスクール」が登場し、それに呼応するように、神戸市が21年に、10a未満の農地を2年間の利用権設定で借りられる「ネクスト・ファーマー制度」を開始した。千葉県陸沢町も22年に「チバニアン兼業農学校」を開設するなど、半農半X・兼業就農は、今やトレンドのひとつになりつつある。

背景には、従来の「担い手」だけでは地域の農地を耕作しきれず、農業資源管理も農業者だけでは追いつかないという現場の切実な状況がある。また、人口減少地域では、「担い手」への農地集積が離農、離村につながり、結果的に集落の維持が困難になるという危惧もある。

田園回帰の潮流や、兼業・多業就農に興味のある潜在的な「多様な農業人材」が少なからずいることは、上記事業の利用者数が物語っている。この潮流の中で、中山間地域では、総務省が多業就農を後押しする制度として20年にスタートした「特定地域づくり事業協同組合制度」の活用が予想以上に広がっている。今年4月の農地法・農業経営基盤強化促進法の改正による下限面積（いわゆる50a要件）撤廃も、（農地不正利用のリスクはあるが）「多様な農業人材」の掘り起こしにつながる。

「担い手」の育成・確保は大事だが、これだけ就農人口が減少した現在、その政策の功罪や実現性を改めて考えることも必要ではないか。現状を踏まえた上での長期展望を描いてほしいと、現場記者として切に願っている。

